

# 新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催及び 公共施設の利用制限への対応方針

※ 網掛け            は変更箇所

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び愛知県の「まん延防止等重点措置」を踏まえ、市の主催するイベント等の開催及び公共施設の利用制限については、令和4年1月21日（金）から2月13日（日）まで、下記の方針で対応を行う。

## 記

### 1 イベント等の開催について

イベント等の開催制限の目安について、下表のとおりとし、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する。なお、開催に当たっては、「イベント開催における新型コロナウイルス感染症対策運営マニュアル」を参考に、感染防止対策を講じた上で開催する。

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	20,000人(注3)	なし
その他のイベント(注4)	大声なし：100% 大声あり：50%	5,000人	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数上限の緩和は行わない。

(注4)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。愛知県が別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、イベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

## 2 公共施設の利用制限について

公共施設について、国が公表した「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底した上で、原則、利用制限は行わず運用する。

その際、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設(注)については、次の表「感染防止対策の要請内容」を実施する。それ以外の施設も準じた内容を実施する。

感染防止対策の要請内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設職員への検査勧奨</li><li>・入場者の感染防止のための整理・誘導(※)</li><li>・発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li><li>・手指の消毒設備の設置</li><li>・事業を行う場所の消毒</li><li>・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知</li><li>・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)</li><li>・施設の換気</li><li>・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保</li></ul> <p>※ 入場整理等の実施状況については、ホームページ等を通じて広く周知する</p>
-------------	--

(注)スカイワードあさひ、東部市民センター、澁川福祉センター、新池交流館、中央公民館、図書館、文化会館、総合体育館

- ・施設利用により多数の感染者が発生した場合は、個別に施設を閉鎖する。
- ・これまで実施している新型コロナウイルス感染症を理由にキャンセルした場合の使用料、利用料の全額還付の取扱については、当面の間、継続する。